

国立大学法人富山大学倫理ヘルプライン規則

平成17年10月1日制定	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成25年3月26日改正
平成26年6月24日改正	平成27年3月25日改正
平成27年9月1日改正	平成30年3月27日改正
平成31年4月26日改正	

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）における適法かつ公正な業務の運営を確保し、大学に勤務する役員及び職員（非常勤を含む。以下「役職員」という。）による法令違反又は不正行為（以下「法令違反行為等」という。）を防止するとともに、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき役職員からの通報に適切に対応し、通報を行った役職員（以下「通報者」という。）の保護を図るための通報制度及びその運用について定めることを目的とする。

(通報)

第2条 役職員は、業務の運営上次の各号のいずれかに該当するもの（以下「法令違反行為等」という。）があると判断したときは、自己の関与の如何にかかわらず、担当窓口へ通報することにより、適法かつ公正な業務の運営の維持に努めるものとする。

- (1) 法令（国立大学法人富山大学諸規則等を含む。）に違反する事実
- (2) 人の生命、健康もしくは安全を害し、又は重大な影響を与える恐れのある事実
- (3) 前各号のほか業務に係る不正な事実（苦情処理及びハラスメントの相談に関するものは除く。）

2 担当窓口は、倫理室及び学外の法律事務所とし、役職員は、そのいずれかに通報する。

3 通報は、誠実に行われなければならない。虚偽の通報、専ら個人的利益、私怨、誹謗・中傷その他不正を目的とした通報を行ってはならない。

(通報の方法)

第3条 倫理室への通報は、所定の事項について、次の各号のいずれかの方法で行うものとし、前条第2項に規定する学外の法律事務所への通報方法は、別に定める。

- (1) 専用メール helpline@u-toyama.ac.jp 宛に送付する。
- (2) 封書又はFAX 総務部人事課気付国立大学法人富山大学倫理室宛に送付する。ただし、封書の場合は親展と記載する。
- (3) 電話又は面談 倫理室へ連絡する。

2 前項に規定する所定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令違反行為等が行われた日時
- (2) 法令違反行為等の具体的内容
- (3) 法令違反行為等を行ったとされる者の氏名、所属
- (4) その他参考事項

3 通報は、実名、連絡先及び法令違反行為等とする合理的な根拠を有する通報対象事実を明らかにして行われた場合に限り、これを受付けるものとする。ただし、実名及び連絡先を明示しない場合でも法令違反行為等とする合理的な根拠を有するときは、これを受付けること

がある。なお、実名及び連絡先が明らかでない場合は、調査結果等の通知は行わないものとする。

(倫理室)

第4条 通報に対応し必要な措置をとるため、大学に倫理室を置き、次の室員をもって構成する。

- (1) 倫理管理者(国立大学法人富山大学役職員倫理規則に定める者)
- (2) 理事 2人以上(学長が指名した者で、うち1名は学外から任命した者)
- (3) 監事(常勤の者)
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認める者 若干人

2 倫理室の室員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3 倫理室が必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、特別室員を置くことができる。

4 前項に規定する特別室員は、弁護士をもって充てる。

(事実関係の調査)

第5条 室員は、役職員から通報を受けたときは、直ちに倫理室に報告する。

2 倫理室は、室員から報告を受けたときは、直ちに調査を実施する。

3 倫理室は、事実関係の調査にあたり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

4 調査にあたっては、関係する部局等は進んで協力しなければならない。

(調査協力義務)

第6条 役職員は、倫理室の要請に対して、積極的に調査に協力する義務及び積極的に真実を述べる義務を負うものとする。

(調査結果の報告)

第7条 倫理室は、事実関係の調査の結果について、直ちに学長に報告しなければならない。

(違法又は不正な事実が確認された場合の対応・措置)

第8条 学長は、違法又は不正な事実が明らかになった場合には直ちに法令違反行為等を停止させ、是正措置をとるとともに再発防止策を講じなければならない。

2 大学は、違法又は不正な事実に関与した役職員に対して、国立大学法人富山大学役職員倫理規則及び国立大学法人富山大学職員懲戒規則に基づき必要な措置を厳正に行う。

(通報者への連絡)

第9条 倫理室は、通報者に対し、通報受付後速やかに事実関係の調査開始を連絡するとともに、可及的速やかに調査結果及び違法又は不正な事実が確認された場合の対応・措置について連絡するものとする。

(通報者の保護)

第10条 通報者は、通報を理由として不利益な取扱いを受けることはない。

2 通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡があった場合、倫理室は、総務部人事課と共同で事実関係の調査を行う。

3 前項の調査の結果、不利益な取扱いが確認された場合には、倫理管理者は、速やかに当該不利益な取扱いを中止させるとともに、不利益な取扱いをした者及びその所属部局長等に対

する懲戒等の処分の検討を学長に要請する。

(守秘義務)

第 11 条 倫理室員は、調査・対応上必要な場合を除き、通報者のプライバシー、個人情報及び調査内容を他に開示してはならない。

2 調査協力を行った役職員は、調査を受けた事実、調査の過程で知り得た事実及び個人情報を他に一切開示してはならない。

(罰則)

第 12 条 役職員（通報者を含む。）がこの規則に違反した場合には、国立大学法人富山大学の就業規則に定める懲戒等の処分を科せられることがある。

(役職員以外の者からの通報に対する準用)

第 13 条 役職員以外の者からの通報に対しては、この規則を準用する。

(庶務)

第 14 条 この規則に関する庶務は、総務部人事課が行う。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。